

## ロックダウン下におけるインド特許庁への手続期限に関して(続報)

2020年6月23日

JETRO ニューデリー

2020年6月19日、インド特許意匠商標総局(O/o CGPDTM、以下「インド特許庁」と称する)は、①インド特許庁への手続期限に関する同年5月18日付の公告が、デリー高裁の同年5月21日付の命令によって保留されていたこと、②同年5月18日付の公告(下記5. 参照)を撤回すること、③同年3月15日以降に期限が到来する各種手続については、今後、裁判所の決定/命令により新たに期限が定められること、を公告した<sup>1</sup>。

なお、上記は同年6月19日時点の情報である。このため、関係者におかれては、現地代理人等と密に連絡をとり、最新のインド特許庁の対応を確認したうえで、期限超過等が発生しないよう留意する必要である。

～これまでの手続期限変更の経緯～

1. 2020年3月25日、インド特許庁は、インド全土が同年3月25日から21日間のロックダウンに入るという決定を受け、当該期間内に期限が到来する案件について、その期限をインド特許庁が業務を再開する翌日に変更する旨を公告した<sup>2</sup>。
2. 2020年4月15日、インド特許庁は、ロックダウン延長の決定を受け、そのロックダウン期間中に期限が到来する案件について、その期限を同年5月4日に変更する旨を公告した。
3. 2020年5月4日、インド特許庁は、ロックダウン延長の決定を受け、そのロックダウン期間中に期限が到来する案件について、その期限を同年5月18日に変更する旨を公告した<sup>3</sup>。
4. 2020年5月11日、デリー高裁は、インド特許庁がロックダウン中に期限が到来する知財案件の新たな期限を同年5月18日と定めた公告は、同年3月23日付の最高裁命令<sup>4</sup>(同年3月15日以降のすべての法手続期限は更なる最高裁命令があ

---

<sup>1</sup>[http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690\\_1\\_Public\\_Notice-19\\_June\\_2020.pdf](http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_Public_Notice-19_June_2020.pdf)

<sup>2</sup>[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/673\\_1\\_Corrigendum\\_Public\\_Notice\\_25032020.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/673_1_Corrigendum_Public_Notice_25032020.pdf)

<sup>3</sup>[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/681\\_1\\_Public\\_Notice\\_dated\\_4-5-2020.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/681_1_Public_Notice_dated_4-5-2020.pdf)

<sup>4</sup>[https://districts.ecourts.gov.in/sites/default/files/10787\\_2020\\_1\\_12\\_21570\\_Order\\_23-Mar-2020\\_0.pdf](https://districts.ecourts.gov.in/sites/default/files/10787_2020_1_12_21570_Order_23-Mar-2020_0.pdf)

るまで延長されるとしたもの) にそぐわないこと、また、実務者がこの公告を遵守することは非常に困難である(仮にロックダウン解除が同年 5 月 17 日とすると、1 日しか作業時間がない) ことから、この公告を保留すべきと判断した<sup>5</sup>。

5. 2020 年 5 月 18 日、上記のデリー高裁の判断を受けて、インド特許庁は、同年 3 月 15 日から同年 5 月 17 日までに期限が到来する案件について、その期限を同年 6 月 1 日に変更する旨を公告した<sup>6</sup>。
6. 2020 年 5 月 20 日、インド特許庁は、インド特許規則第 6 条 (6) に基づく請願に基づき、手続書類の提出遅延が容認/期間延長されうることを明確にした<sup>7</sup>。インド特許規則第 6 条 (6) では、本項に例示されたやむを得ない事情がある場合、その状況が収まったときから 1 月以内に請願を行うことにより、手続書類の提出遅延/期間延長が容認されうる旨が規定されている。
7. 2020 年 5 月 21 日、デリー高裁は、実務者の訴えに基づき、インド特許庁による同年 5 月 18 日付、及び同年 5 月 20 日付の手続期限に関する公告を、更なる裁判所命令が発出されるまで保留とする暫定命令を下した<sup>8</sup>。同年 6 月 17 日、デリー高裁がヒアリングを実施し、上記暫定命令の継続と同年 7 月 3 日に更なるヒアリング手続を実施する旨の決定を下した<sup>9</sup>。

以上

---

<sup>5</sup>[http://delhihighcourt.nic.in/dhcqrydisp\\_o.asp?pn=80423&yr=2020](http://delhihighcourt.nic.in/dhcqrydisp_o.asp?pn=80423&yr=2020)

<sup>6</sup>[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Public\\_Notice\\_dated\\_18-5-2020.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Public_Notice_dated_18-5-2020.pdf)

<sup>7</sup><http://www.ipindia.nic.in/newsdetail.htm?687/>

<sup>8</sup>[http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690\\_1\\_HC\\_Order-21\\_May\\_2020.pdf](http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_HC_Order-21_May_2020.pdf)

<sup>9</sup>[http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690\\_1\\_HC\\_Order-17\\_June\\_2020.pdf](http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/690_1_HC_Order-17_June_2020.pdf)